

第1編 幼児教育現場からのアプローチ

第1章 保育所・幼稚園

1 基本的な考え方

(1) 設置者の役割

保育所および幼稚園は、市町または学校法人、社会福祉法人等が設置・運営しており、一義的には、設置者が児童福祉法または学校教育法に基づき適正に運営することが必要です。

(2) 保護者のニーズ

保護者は、保育所・幼稚園の役割として、子どもたちが伸び伸びと様々な体験・交流を経験する中で、社会・集団生活のルールを学び、他人への思いやりを育む人間形成の土台をつくることを期待しています。

特に、共働き世帯が多い本県では、保育所・幼稚園に対する家庭教育や育児支援ニーズが高くなっていますが、それに応えていく必要がある一方、保護者自身が家庭教育力を向上する意識を持つことも必要です。

(3) 先生の意識

保育所・幼稚園等の先生の多くは、園が積極的に家庭教育を支援することで、園児の教育・保育環境の改善や保護者自身の成長を促したいと考えています。しかし、このことが、先生の負担を大きくすることにもつながることで、これを躊躇する意識も見られます。

小学校へ入学するまでに必要な基本的な生活習慣や社会規範など生きる力を育てていくためには、先生が家庭との連携をさらに深めていく必要があります。

(4) 県支援の必要性

保育所・幼稚園では、独自の教育方針やこれまで培った経験を基に、幼児を保育・教育し、保護者を支援してきました。

県は、幼児教育全体の質の向上を目指して、広域的な観点から、園同士の交流や研修内容の質の向上を図ります。また、保育士・幼稚園教諭の交流を促し、教育現場レベルの連携を深めていきます。

さらに、家庭教育の充実を支援するため、保育所・幼稚園と連携し、保護者の親力の向上を推進します。

2 具体的な県の支援策

キーコンセプト2 幼児教育に携わる者のつながり

※ キーコンセプト1「幼児のつながり」は第2編（54頁）に記載

【保幼小連携】

保育所・幼稚園・小学校は、同じ園児・児童を保育・教育するという意識を共有することが重要です。

保幼小連携に関する取組みの現状については“十分やっている”と“まだやるべきことはある”という両方の意見が寄せられています。

＜保幼小連携推進準備会議での主な意見＞

- 小学校校区ごとに定期的に会議を実施している。
- 特定の園児に対し、園での様子を見に来てくれる。
- 卒園した児童の様子を見るため、小学校授業の様子を見学している。



保幼小連携については、保育所保育指針や幼稚園教育要領、学習指導要領に、子ども同士の交流や保育士・幼稚園教諭の情報交換、合同研究などが規定されており、これに基づいて、県内でも、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動が行われるようになりました。

【保育所保育指針（平成20年3月）】

第4章・1（3）エ 小学校との連携

- (7)（抜粋）就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

【幼稚園教育要領（平成20年3月）】

第3章・第1・2

- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

【小学校学習指導要領（平成20年3月）】

（総則）第4

- (12)（抜粋）小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る。

しかし、文部科学省の審議会が平成22年11月にまとめた報告書「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」では、いわゆる保幼小連携について「ある程度行われてきている。」としながらも、「子どもの発

達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われること」が重要であるとして、保幼小間のカリキュラムの接続に踏み込んだ「新たな保幼小連携」が必要であるとしています。

【幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（平成22年11月11日）】

第1章 幼小接続の現状と課題 <この章のポイント>

- ① 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園における教育）と児童期の教育（小学校における教育）が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることは極めて重要である。

これを受けて、東京都品川区の「保幼小ジョイント期カリキュラム」をはじめ「新たな保幼小連携」に向けた動きが全国で活発化しています。

保育所・幼稚園と小学校の間にさらなる連携の余地を残している本県においても、小学校における「小1プロブレム」の課題解決などを通して、すべての子どもたちが幸せな就学を迎えられる環境づくりを進めるために、この「新たな保幼小連携」に着手します。

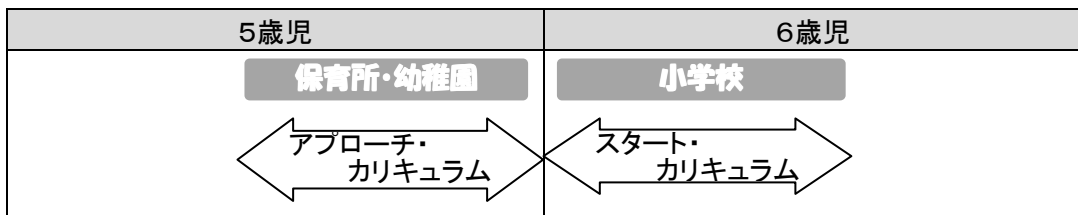
〔 東京都品川区の例 〕



施策① スタート・アプローチカリキュラムの作成 “幼保小の一貫性”

小学校では幼児期に培った力を発揮できるように1年生を対象とするスタート・カリキュラムをまず作成し、これを受けて、保育所・幼稚園では年長（5歳）児を対象とするアプローチ・カリキュラムを作成して、小学校への円滑な接続を目指します。

県は、円滑かつ統一的な保幼小連携が進むよう、基本的な考え方や方針などを内容とした「福井県保幼小連携のためのスタート・アプローチカリキュラム指針（仮称）」を作成します。

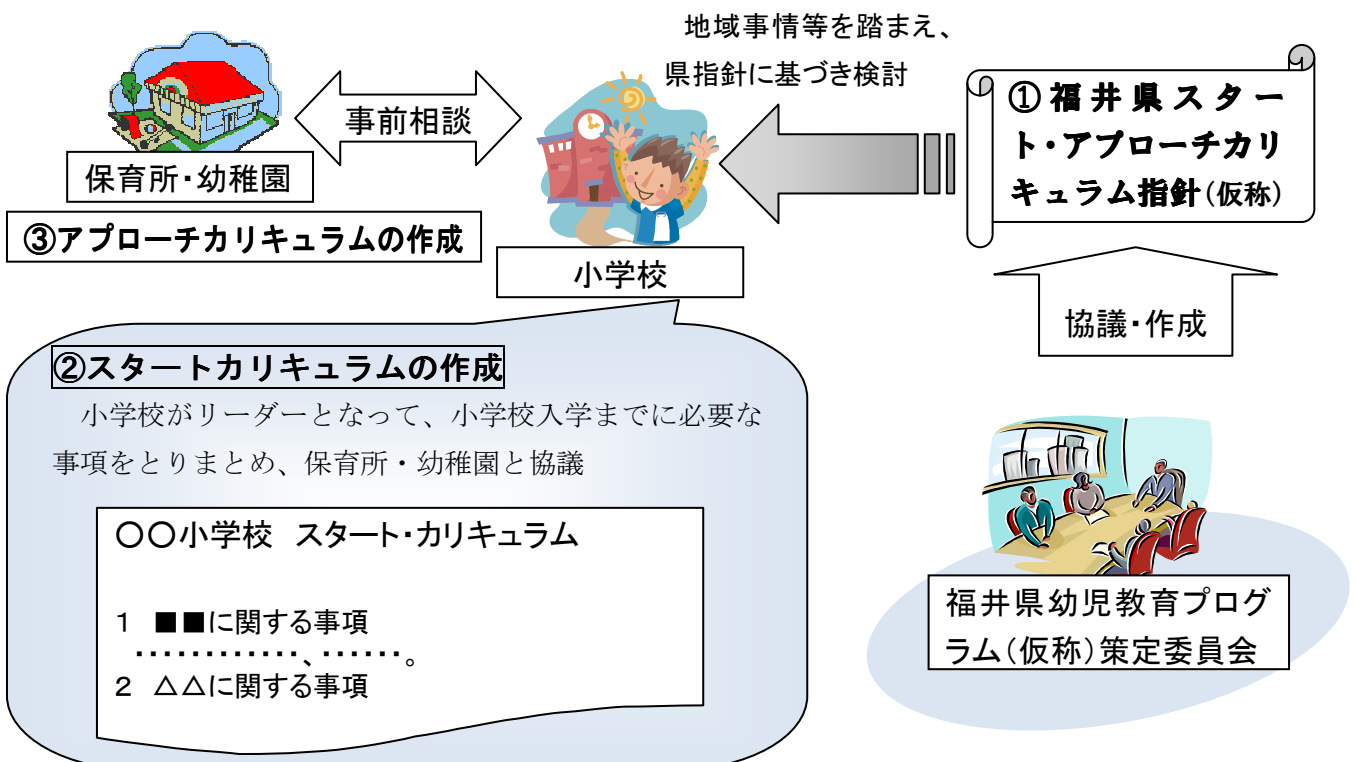


★ スタート・カリキュラムのモデル事業

保育所・幼稚園から園児を受け入れる小学校が1対多の関係の中でイニシアティブをとって調整・実施していくことが期待されます。

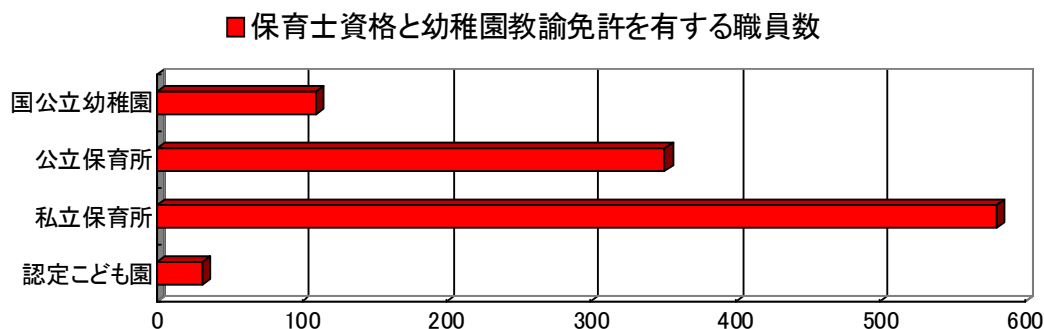
同一校区を共有する小学校・保育所・幼稚園間の連携を図る上では、保幼小の接続を確かなものとするために新たな取り組みが必要となるケースが多いと考えられますが、地域の実情やこれまでの連携の経緯を十分に踏まえて、柔軟かつ負担をできるだけ少なくする形で進めることも重要です。

県は、地域の実情等を踏まえ、モデルとなるスタート・カリキュラムの作成を支援し、その成果を県下全域へと広げていきます。



【研修体系】

保育所および幼稚園現場では、保育士資格と幼稚園教諭免許をともに有する教職員も多くなっています。

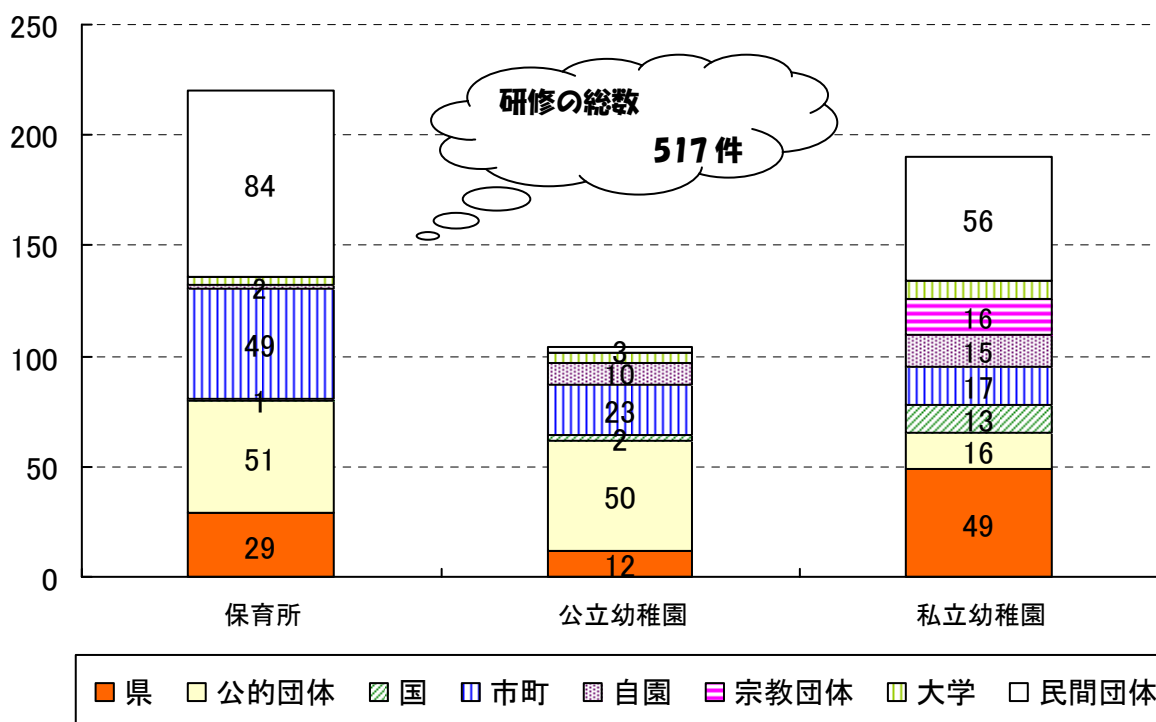


保育士・幼稚園教諭を対象とした研修は、所管官庁が分かれていることの影響もあって多くの主催団体が独自の研修を別々に実施しており、平成22年度の実施例で総数が500件を超えているなど、研修そのものの効果や人材育成が十分に機能していない面も見受けられます。

平成21年度に行われた保育所保育指針や幼稚園教育要領の改訂では、保育所においても要録の作成が義務付けられ、保育所と幼稚園の教育内容がさらに近づきました。

このため、別々に実施している研修についても、相互乗入れや合同実施などが十分可能となっています。

保育所・幼稚園の研修実施主体の状況(H22年度)



施策② 幼児教育キャリアアップシステム（仮称）の創設 “先生の切磋琢磨”

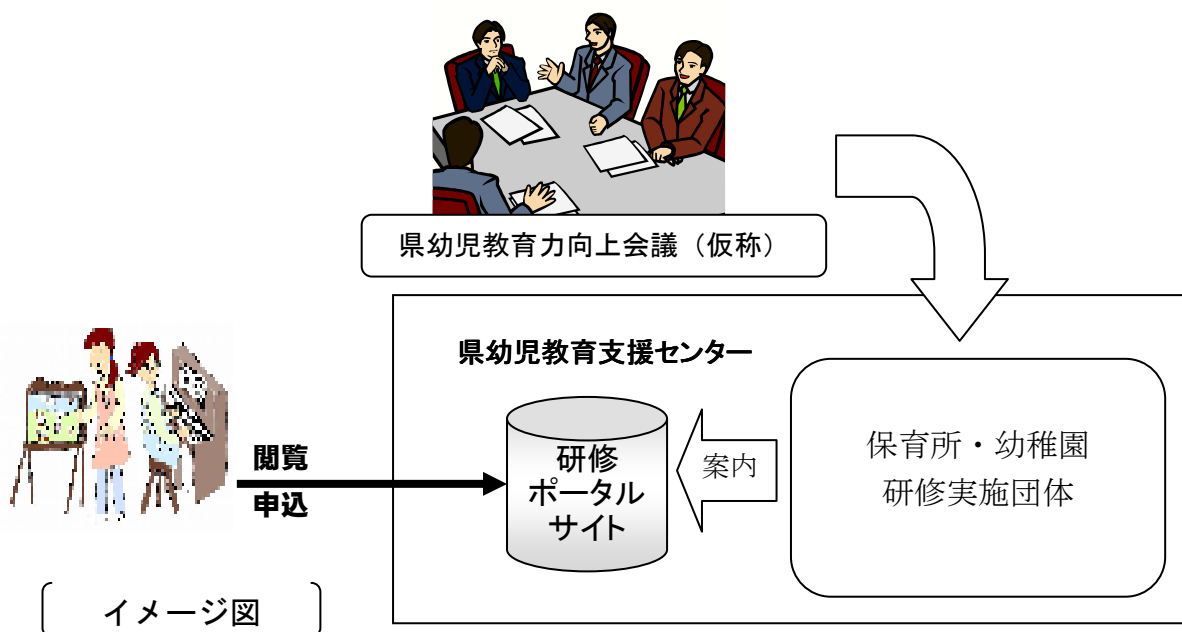
県内の幼児教育力を結集し、幼児教育のさらなる向上を目指すため、「福井県幼児教育力向上会議（仮称）」を設置します。

この中で、それぞれの団体が実施する研修への相互乗入れや合同開催、人材育成の方向性および一層の意欲・技術の向上に資する体系の見直しについて協議し、その成果を県レベルで体系化された幼児教育キャリアアップシステムとして運用します。

また、相互乗入れや合同開催は、研修に参加した先生同士の意見交換、交流の場としても有効であることから、いわゆる“気になる子”の対処方法や先進事例の情報共有など保幼連携の場としても期待されます。

研修を実施する各団体が既に実施または予定している研修メニューを体系化したり、保育所、幼稚園の全国組織で検討されている保幼合同の新たな研修を取り込んでいくことも研修内容の充実につながります。

数多くの研修が体系化されることで、このシステムによる研修を重ねた受講者に、例えば「福井県幼児教育士」などの称号を付与して、先生の意欲向上につなげていくことが可能となります。



【研修への参加】

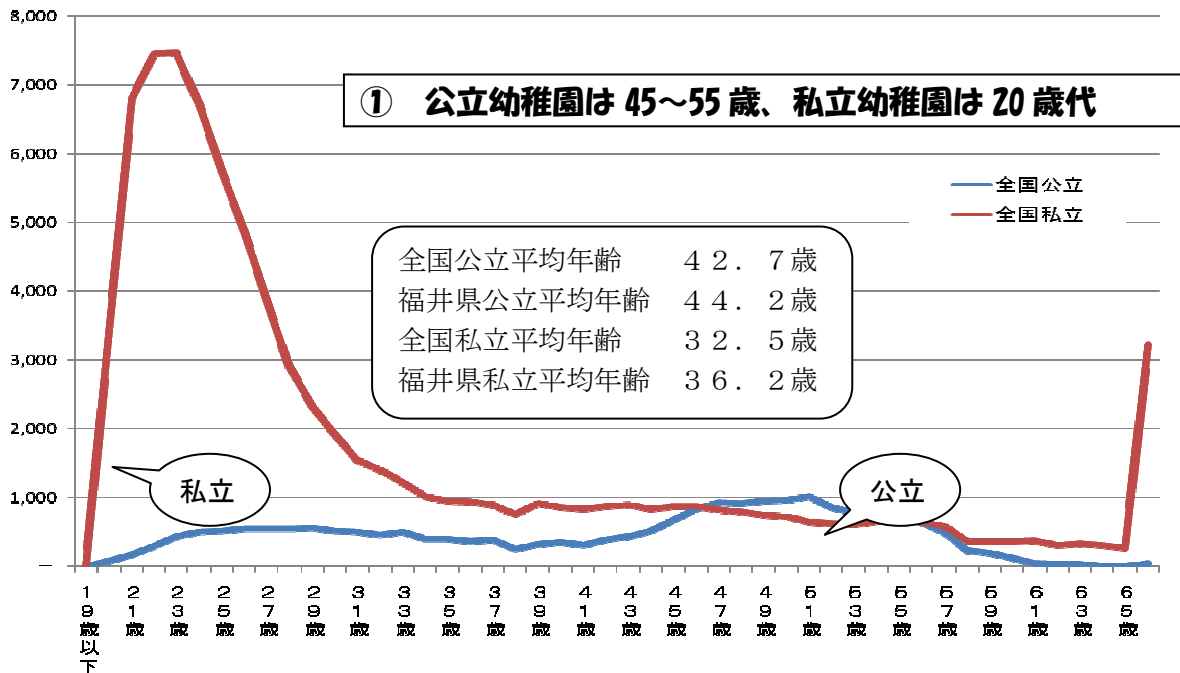
公立幼稚園では、園児数減少や市町の行財政改革の一環で、教職員採用の抑制、臨時職員の配置などが進められています。これにより、職場環境が大きく変化し、正規職員への負担が大きく、研修参加のための業務調整が困難となっています。

また、私立幼稚園では、結婚や出産を機会とする途中退職が比較的多いた

め、若手教員を多く抱え、園内での知識・経験の円滑な継承も難しい状況にあります。

こうしたことは、保育所においても同様の状況です。

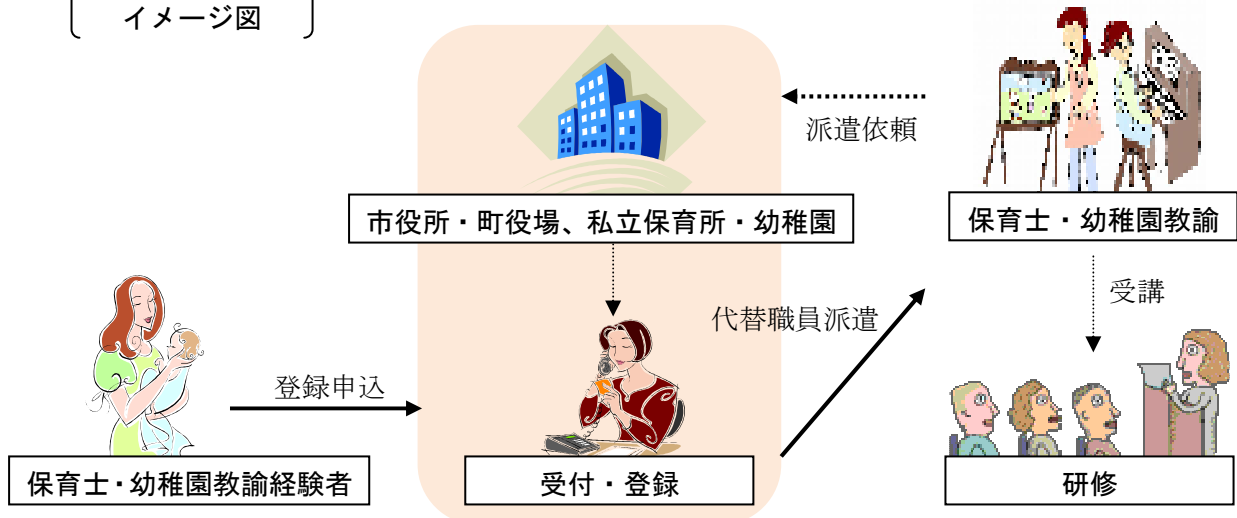
市町においては職員削減が、学校法人・社会福祉法人においては職員年齢構成が、幼児教育の質の向上の妨げとなっていないか検証し、対策を講じていくことも必要です。



施策③ 先生応援隊（仮称）の創設 *“先生の切磋琢磨”*
“幼保小の一貫性”

研修に参加しやすい環境を整備するため、開催時期・時間帯や場所を見直すほか、研修受講者の業務を代替する先生応援隊（仮称）制度を設置者と連携し創設します。また、臨時職員も幼児教育を支え、重要な役割を担っている状況を踏まえ、臨時職員の研修参加を促します。

〔 イメージ図 〕



【より高度な研修】

今後、国では幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭（仮称）を設置することを打ち出しています。

県では、保幼連携の場の設置にとどまらず、保育士と幼稚園教諭が手を携えて、幼児教育の向上を進めていくために、大学等と連携して保育士・幼稚園教諭の中から幼児教育のリーダーを育成していきます。

施策④ 先生による研究グループの設置 “先生の切磋琢磨”

幼児教育力の向上に向けたテーマを設定し、第一線で働く保育士・幼稚園教諭を対象に研究グループを初めて設置します。

研究グループには、大学などの専門家からの助言・指導を受け、実証実験などを行いながら効果等を検証していきます。

施策⑤ 幼児教育のリーダーの養成 “先生の切磋琢磨”

保育士・幼稚園教諭の中から、幼児教育を牽引するリーダーを養成するため、高等教育機関と連携し、リーダーを養成します。

リーダーは、幼児教育支援センターと連携しながら、県内の幼児教育の中心的な役割を果たしていくことが期待されます。

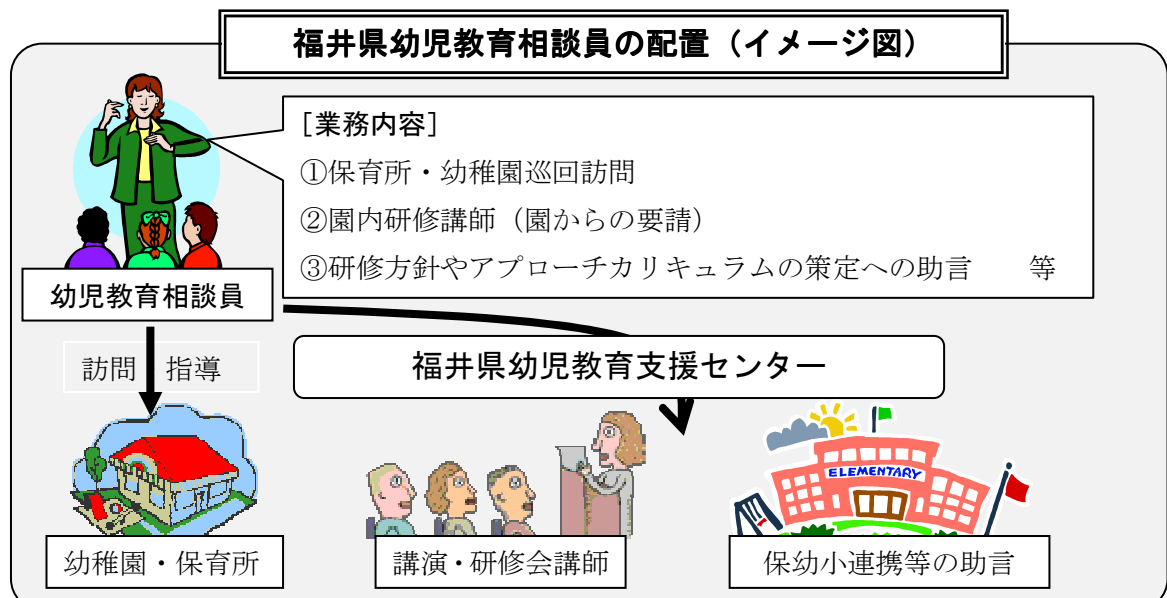
【保育所・幼稚園の連携】

施策⑥ 幼児教育相談員の配置 “先生の切磋琢磨” “幼保小の一貫性”

保育士と幼稚園教諭、保育所と幼稚園の交流、連携を促進するため、県に幼児教育相談員を配置し、保育所・幼稚園を巡回訪問します。

また、園からの要請に応じて、園内研修講師として派遣します。

巡回訪問、派遣を通して、連携の少ない公私立、保育所・幼稚園のパイプ役の役割を果たしていきます。



キーコンセプト3 幼児自身のつながり

幼児教育においては、保護者や教職員などによる多様なかかわりだけでなく、幼児自身が伸び伸びと様々な体験・交流を経験し、社会・集団生活のルールを学び、他人への思いやりを育む人間形成の土台づくりを構築していくことが必要です。

【感じる心】

昔から「よく学び、よく遊べ」と言われています。

幼児は、無心に遊ぶことによって、新鮮な好奇心を抱き、探究心や喜びを感じる心を育てていきます。

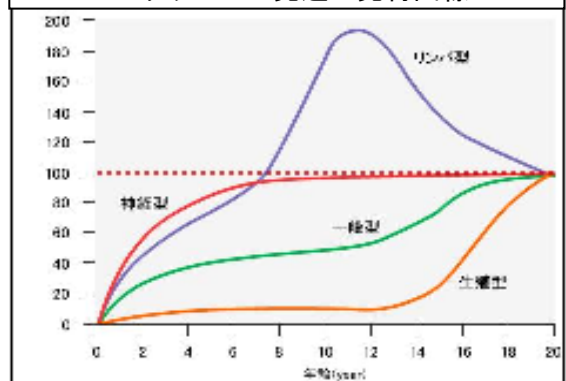
また、幼児教育の有用性を訴える基礎データとして活用されているスキヤモンの発達・発育曲線によれば、神経系統は6歳頃までに成人の90%まで発達するとされています。

幼児期には、歌やリズム、身体的運動、絵本、造形遊びなどを通して、喜びや悲しみ、楽しみなどの感情面を大切に、感動する心を養うことが重要です。



体操教室

スキヤモンの発達・発育曲線



<視点>

- ① 人や周囲の環境と直接かかわる体験
- ② 友達と一緒に遊ぶ時間をたっぷり与え、伸び伸びと遊ぶ
- ③ 遊びの中で助け合ったり、けんかすることも大切な学び
- ④ 自然の中で伸びやかに遊ばせ、その楽しさを十分味わう

<具体例>

○ 感性を育む体験を楽しくする

1. 魅力ある手遊び

リズム体操、リズム遊戯、リトミック、わらべうた遊び、絵本に親しむ

2. フレンドシアターを楽しむ

ペープサート、エプロンシアター、カーテンシアター、大型紙芝居、からくり絵本、人形劇

○ いろいろな楽しい体験

プール遊び、プレイデー、いも堀り、遠足、クリスマス会、豆まき会、誕生会、大型風船遊び、新聞紙遊び、ダンボール遊び、手づくりおもちゃ遊び、缶の魚釣り、マラカス、

表現遊び、劇遊び

○ 創造性を高める体験

絵を描く、床絵、共同画、粘土遊び、小麦粉粘土、時計作り、七夕飾り作り

【伝え合う力】

伝え合う力とは、人と人との関係の中で、互いの立場や考えを尊重し、言葉で相手に分かるように表現したり、相手の言葉を理解しようと聞いたりする力と言えます。

自分の思いや考えが相手に伝わったうれしさや相手の思いや考えが自分に伝わってくる楽しさや喜びを感じ、次第に伝え合うことができるようになっていきます。



積み木遊び

<視点>

- ① 思ったことや考えたことを自分なりに話し、言葉を使って表現する意欲
- ② 友だちや先生の話聞くことを通して相手の言葉を注意して聞こうとする態度

<具体例>

○ 言葉による伝え合いができるようになっていくための体験

- 1 心を動かす体験を通して様々な思いを持つこと
- 2 親しみを持つ人に伝えたい思いが高まること
- 3 相手に気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうこと
- 4 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうこと
- 5 相手に分かるように話そうとすること
- 6 相手の話をよく聞こうとすること
- 7 相手の思いが分かる嬉しさを味わうこと
- 8 相手の話を理解したり、共感したりすること
- 9 伝え合う喜びを味わうこと

【認め合う心】

友だちと遊ぶ中で、違いや葛藤を通して、悩み、考え、理解し、認め合い、力を合わせることの楽しさ、喜びを味わい“共に生きる”ことを学びます。「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣く」生活を過ごしている子どもは笑顔に満ち溢れていきます。

また、園内だけでなく、家族や兄弟、地域住民、高齢者や障がい者など様々な人々との交流を通して、互いに認め合い、何でも話せる環境をつくる必要があります。

幼児は、様々な人々と出会い、それぞれの個性や違いを認識し、認め合うことで、社会とつながる術を学んでいきます。

<具体例>



魚つかみ体験

○ 社会とつながる体験

- 1 園児同士の遊び
- 2 近隣保育所・幼稚園児との交流
- 3 近隣小学校との交流
- 4 地域子ども会活動への参加
- 5 公民館・児童館行事への参加
- 6 社会福祉・障害福祉施設や老人会との交流を通じた地域住民との交流

【向上する力】

小中学校で、キャリア教育の一環として行われている「夢を育む教育」との連携も念頭に置きながら、学びの芽生えの時期と言われている時期に、幼児自身が、幼児同士と交流し、家庭だけでなく、学校や地域、ひいては社会とつながっていく中で、「向上する力」を育てていかなければなりません。

幼児が興味・関心を示し、「・・・ができるようになりたい」といった向上する力を育てていきます。

<具体例>

○ 向上する力を引き出す体験

- 1 新しい事柄を知ること、詳しく知りたいと思う心を養う
発展的な展開を前提とした自然観察や学習
- 2 上達を先生から伝えられて、努力を重ねることが満足や自信につながることを実感
鉄棒や食べ物の好き嫌いなどの目標を区切った活動
- 3 友だちの良いところにも気付いて友だちへの応援や自分の励みにつなげる
年少の園児と年長の園児と一緒に活動
- 4 物事が好きになることから始めて、もっとうまく出来るようになりたい意欲に転化
楽器練習やリズム遊びの積み重ねを楽しく続ける。
- 5 失敗した原因や不足するものを気付き、自分で乗り越えようとする力を養う

施策⑦

幼児にとって楽しい保育所・幼稚園づくり

“幼児教育の意識”
“先生の切磋琢磨”

★ 園庭の遊びを通した幼児教育

園庭については、保育士・幼稚園教諭の間で広さや利用法について課題があるという意見が多くなっており、県では、遊びを通して、創造性や社会性を育成するため、保育所・幼稚園等への遊びコーディネーター（仮称）を紹介・派遣します。

園外での活動を含めて、園児同士が楽しく遊び、コミュニケーション力や社会性を自然と身に付ける手法について、園の実情に合わせたアドバイスを行うなど、園児が自由に遊び、楽しめる遊びを提案していきます。

保育所・幼稚園の園庭は、国の基準に基づき設置されています。

県内の施設はいずれも国の基準を満たしていますが、交通事情や不審者への対応など園庭以外の場所で遊ぶことが困難になっており、これまで以上に園庭の役割は重要になっています。



★ 地元食材を活用したおいしい給食

保育所・幼稚園等での給食メニューの充実を図るため、栄養士・調理師を対象としたおいしい給食メニューの事例紹介や調理研修を開催します。

祖父母や地域住民と連携し、野菜・果樹園を設置し、幼児と地域住民が楽しみながら野菜や果物を育て、給食に活用し、地元食材に触れる機会を増やしていきます。



施策⑧ 興味・関心を引き出す加古里子絵本セレクション

“幼児教育の意識”
“先生の切磋琢磨”
“家庭教育のウエイト”

本県越前市出身で、科学絵本など数多くの作品を通して、子どもたちに絵本の楽しさを教えてくれる作家・加古里子氏の協力を得て、幼児教育へのゲートウェイとなる絵本を紹介します。

また、この絵本セレクションは、県内の図書館や保育所・幼稚園を通して保護者に広く周知し、貸出可能な環境となるよう支援します。

＜加古里子絵本セレクション（案）＞

- ① 読み聞かせ絵本
- ② 科学絵本
- ③ 遊びの絵本



施策⑨ 伝承遊びを今の幼児に

“幼児教育の意識”
“先生の切磋琢磨”
“家庭教育のウエイト”

加古里子氏が永年の研究を重ね、幼児教育学の分野で高い評価を受けている伝承遊びの研究成果を、本県の幼児教育の中で活用する手法について検討を始めます。

保育士・幼稚園教諭を中心とする研究サークルを設置し、本県の幼児教育の中で活用できる伝承遊びやその活用手法について加古氏のアドバイスを受けながら、調査・研究を進めていきます。

第一線で働く保育士・幼稚園教諭が、伝承遊びとその活用方法を調査・研究し、園や家庭で遊び、学ぶカリキュラムの開発につなげます。

＜モデルとなる研究会イメージ＞

年月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
活動内容 (初年度)	年間計画 策定	現状分析		助言者 意見聴取 先進事例調査	実践プラン 企画・検討	
(2年目)	モデル園 の選定	モデル園での実証実験			実験結果の検証	
					プラン作成	

施策⑩ 童謡や唱歌を通して、ふるさと 福井を “*幼児教育の意識*” “*先生の切磋琢磨*” “*家庭教育のウエイト*”

童謡や唱歌は、伝統的な音感覚に根差した音楽であり、古くから親しまれてきました。大人も子どもも心を一つにできる童謡や唱歌は、幼児教育だけではなく、広く、大きく、豊かな世界の素晴らしい題材です。

今の幼児は、これらを歌う機会が少なくなっているようです。人間形成の基礎を培う幼児期には、豊かな心を育む時間を持つことが大切です。

県では、保育所・幼稚園等や家庭で、こうした日本の古くから歌い継がれた童謡や唱歌に触れる機会づくりを支援していきます。

学習指導要領で、どの学校でも指導するよう指定している童謡・唱歌は…。

(今の幼児の保護者が習った内容)

昭和55年度 3曲 (うみ、日の丸、ひらいたひらいた)

(小学校1年生の学習内容)

平成23年度 4曲 (うみ、日の丸、かたつむり、ひらいたひらいた)

※昭和26年度の小学校1年生学習指導要領 (今年66歳の方) では22曲歌っていました。



童謡や唱歌を子どもや保護者に直接聞いてもらい、その良さを体験することにより、保護者の理解を深め、子どもの情操教育に役立ててもらいます。



第2編 家庭・地域へ広げる幼児教育

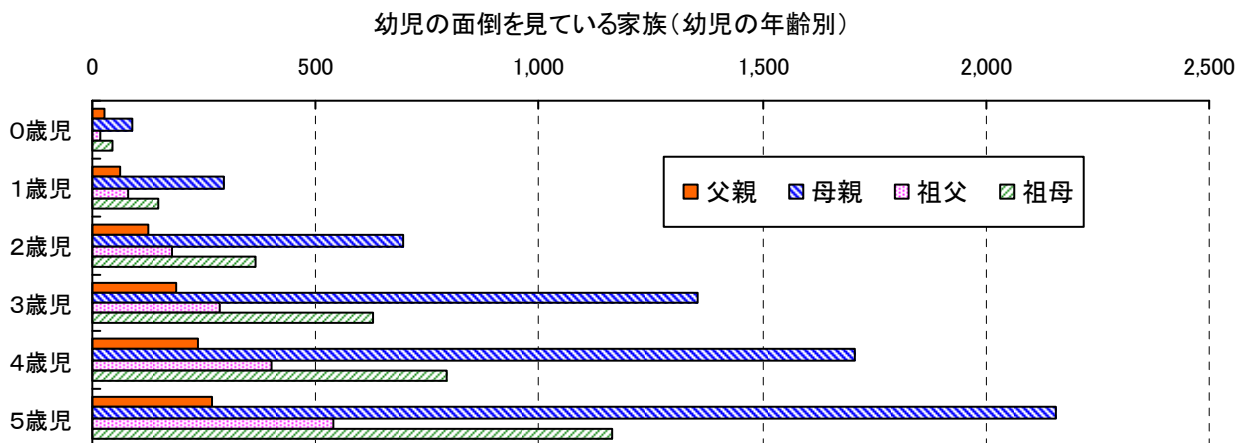
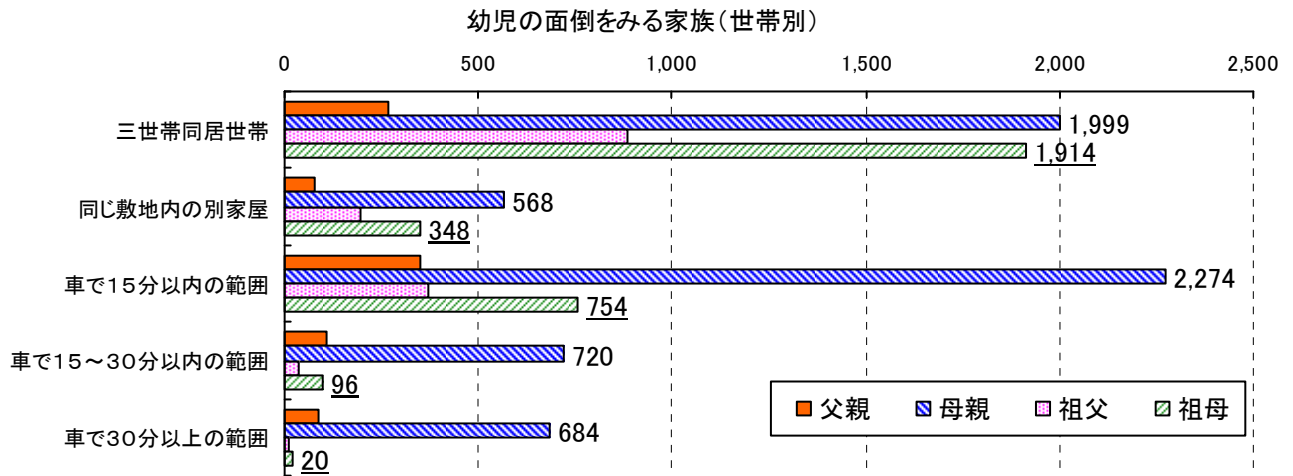
三世帯同居・近居世帯が多い本県の幼児の家庭では、保育所・幼稚園への就園率が高く、特に、ゼロ歳から保育所に入園する幼児も多くいます。

また、保育所・幼稚園から帰宅した幼児の生活は、テレビやおもちゃで遊んだり、兄弟や祖父母と過ごしています。

世帯別では、三世帯同居世帯は母親と祖母がほぼ同じ割合で見えています、三世帯近居世帯では圧倒的に母親が面倒を見ている割合が高くなっています。

家庭教育の中心は両親の手によるべきであることは論を待たず、共働き世帯の割合が高い本県では、幼児と接する時間が限られている両親が、質の高い家庭教育を行うことができるよう、その手法を学ぶ機会を提供する必要があります。

また、家庭での教育力向上の鍵の一つとなっているのが、両親が帰宅するまでの時間に幼児を預かることが多い祖父母の家庭教育です。三世帯同居・近居世帯が多く、共働き世帯が多い本県の特長を踏まえ、祖父母の家庭教育の質の向上に向けた施策を進めていきます。



第1章 家庭

1 基本的な考え方

(1) 家庭教育の重要性

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。

しかし、核家族世帯の増加や高齢者の社会参加に伴い、保護者が身近な人から子育てを学んだり、助け合う機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

このため、国では、平成18年12月に教育基本法を改正し、それぞれの家庭（保護者）が幼児の教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点から、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせることや豊かな情操を育むことなど、家庭の果たすべき役割や責任について明記しました。

(2) 県の役割

教育基本法では、家庭における教育を支援するための諸施策や、国・地方公共団体と企業等が連携・協力して子どもを産み育てやすい社会環境づくりを進めていくことなど、国や地方公共団体による家庭教育の支援を明記しています。

本県においても、幼児教育を“福井型18年教育”のスタート期として、本県の特長を活かした家庭教育を支援していきます。

(3) 本県幼児家庭への支援

核家族化の進展に伴い、育児や家庭教育を身近に学ぶ機会が減少し、保育所・幼稚園任せの状態となっているとの声が幼児教育現場から聞こえています。

県では、共働き世帯が多い本県の状況を踏まえ、祖父母や保育所・幼稚園、地域住民、事業所が教育を支援する環境を整備し、保護者自身が家庭の果たすべき役割や責任を再認識する機会を増やしていくとともに、保護者自身が育児・教育に関わる時間を増やせるよう様々な施策を展開します。

また、すべての保護者と保育所・幼稚園がつながる場を用意するとともに、育児、教育の参考となる遊びやしつけ、先端の絵本や遊具などに触れることのできる場を増やすことも大切です。

さらに、幼児の育児に関わる祖父母の割合が高い本県の特長を踏まえ、祖父母が、さらに幼児とのつながりを深める機会を創出していくことも重要です。

今の幼児の家庭は三世代近居世帯が多く、祖父母とのつながりや地域住民とのつながりについては、中間とりまとめ以降に集中議論していく予定です。

キーコンセプト1 幼児のつながり

【親とのつながり ～保育所・幼稚園とのつながりをもとに家庭教育力を向上～】

保育士・幼稚園教諭は、育児や幼児教育に関する専門知識を有するだけでなく、園が蓄積してきた経験・ノウハウを活かし、また、日中の長時間にわたり、幼児を保育・教育する中で、個々の個性や長・短所も把握しており、保護者にとって頼りになるパートナーです。

保護者の悩み・不安に対し、具体的かつ親身になって応対できるのは保育所・幼稚園であり、また、家庭での育児・教育の時間を十分に確保することが困難な状況にあって、これからは保育所・幼稚園で過ごす園児の時間に家庭や地域が入っていくことも必要です。県では、家庭（保護者）と保育所・幼稚園・小学校がつながる支援策を講じていきます。

施策⑪ 親力アドバンスコース事業 “幼児教育の意識” “先生の切磋琢磨” “家庭教育のウエイト”

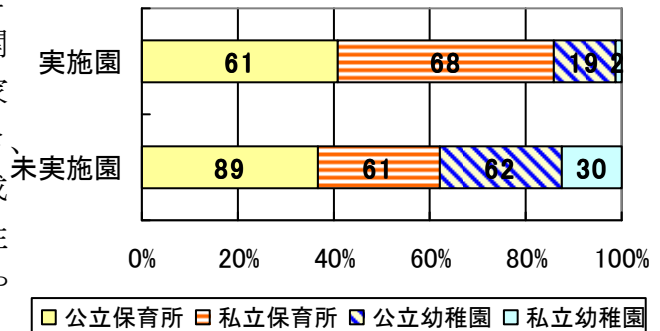
家庭教育力の低下が叫ばれている今日、保護者や祖父母などが、保育所・幼稚園で一日保育体験を通して、幼児教育に必要な知識、スキルを高め、我が子の育児・教育に対する意識を醸成します。

また、“気になる子”の早期発見・対応や幼児の基本的な生活習慣の習得、園と保護者の信頼関係の構築など多様な効果が期待されます。

保護者は、一日園で我が子と過ごすことで、先生の子どもたちへの関わり方や教育の様子を間近に見て家庭での育児に反映させることができ、また、年齢に応じた子どもたちの成長を実感することで、子どもの個性や発達段階での育児に対する不安や悩みを解消します。

また、保育所・幼稚園では、特別な支援が必要な園児に対し、特別支援教育コーディネーター¹などが組織的な支援を講じるほか、養護学校・特別支援教育センターや保育アドバイザー²からの指導・助言を受け、適時適切な対応を行ってきましたが、“気になる子”についての先生と保護者の意識共有が進むことで、さらに早期の対応につながる効果もあるとされています。

一日保育体験の実施状況(H23.9月間取り結果)



- 1 「特別支援コーディネーター」…幼稚園における特別支援教育の推進のため、主に、園内委員会・園内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員をいう。
- 2 「保育アドバイザー」…保育所・幼稚園等を巡回し、子どもの発達状況を把握しながら特性に応じた支援方法について、教職員や保護者に助言する。

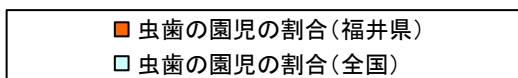
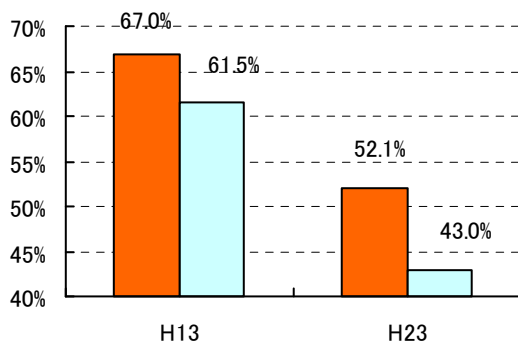
そのほか、基本的な生活習慣を身に付けることで、福井の子どもたちが比較的弱いとされている歯や目などの健康増進を図ることも期待されます。

保育所・幼稚園にとっても、保護者が直接、保育・教育活動を体験することで、保育士・幼稚園教諭の熱心な指導や業務に対する姿勢の再認識にもつながり、園と保護者間の信頼関係をより強くできる機会となります。

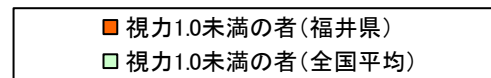
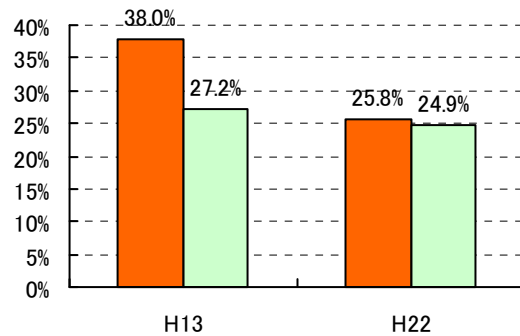


読み聞かせする保護者

虫歯の幼稚園児の割合(本県と全国)



視力1.0未満の幼稚園児の割合(本県と全国)



施策⑫ 家庭教育支援センターモデル設置事業

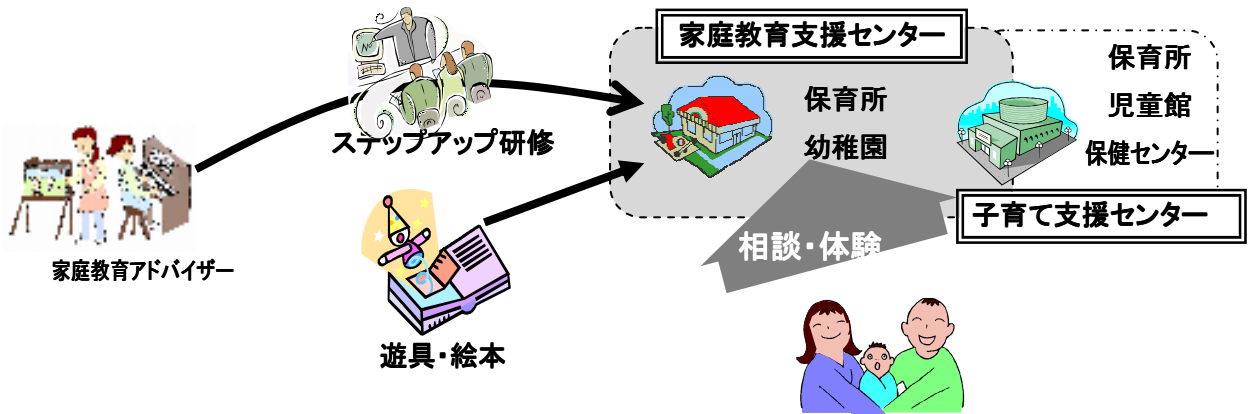
“幼児教育の意識”
“先生の切磋琢磨”
“家庭教育のウエイト”

県では、保育所・幼稚園と連携し、絵本や遊具をはじめとした知育、保育など様々な分野の先端教育を紹介し、これに触れ、体験できる場の設置を市町に推奨していき、これを支援します。

これまで、本県の家庭教育には、保育所・幼稚園からのアドバイスや祖父母の育児体験に基づく情報がもたらされてきました。しかし、幼児期の育児や家庭教育に関する研究や指導方法などは、日々進化しています。

家庭教育支援センターは、幼児教育に資する絵本やおもちゃなどの紹介を通して、幼児教育の「今」を知る機会を提供し、保護者の親力の向上と幼児の健全な発達を支援します。

また、家庭教育アドバイザーを配置して、保育所や幼稚園と連携しながら、保護者の家庭教育に関する悩みの解決を支援するなど、保育所・幼稚園に頼りすぎない家庭での育児・教育ができるよう、必要な情報提供、指導・助言を行っていきます。



○ 家庭教育アドバイザーの配置

家庭教育アドバイザーは、設置した保育所・幼稚園だけでなく、小学校とも情報共有・連携し、先端の幼児教育に関する情報提供や家庭での方法などの指南役として活動します。

また、保護者が園児の送迎などで来園した時や体験入園に来園した時に、入園または小学校入学に必要なアドバイスなど育児・家庭教育に関する相談・指導を担当します。

家庭教育アドバイザーは市町家庭相談員を兼ねることにより、小学校以降も気軽に相談でき、また、幼児・保護者の成長を支援する顔の見える相談相手として期待されます。

また、高齢者や地域住民が永年培った経験やスキルを活かし、幼児教育を支援することは、高齢者や地域住民の生きがいとなります。

○ 家庭教育アドバイザーの養成

県では、ゼロ歳から高校卒業までの福井型18年教育を支える家庭教育アドバイザーとして、保育所・幼稚園など学校等と十分な連携・共有し、幼児・保護者と顔の見える関係を構築できる人材を育成する研修体系を整備します。

第2章 支援機関

福井県幼児教育支援センターの設置

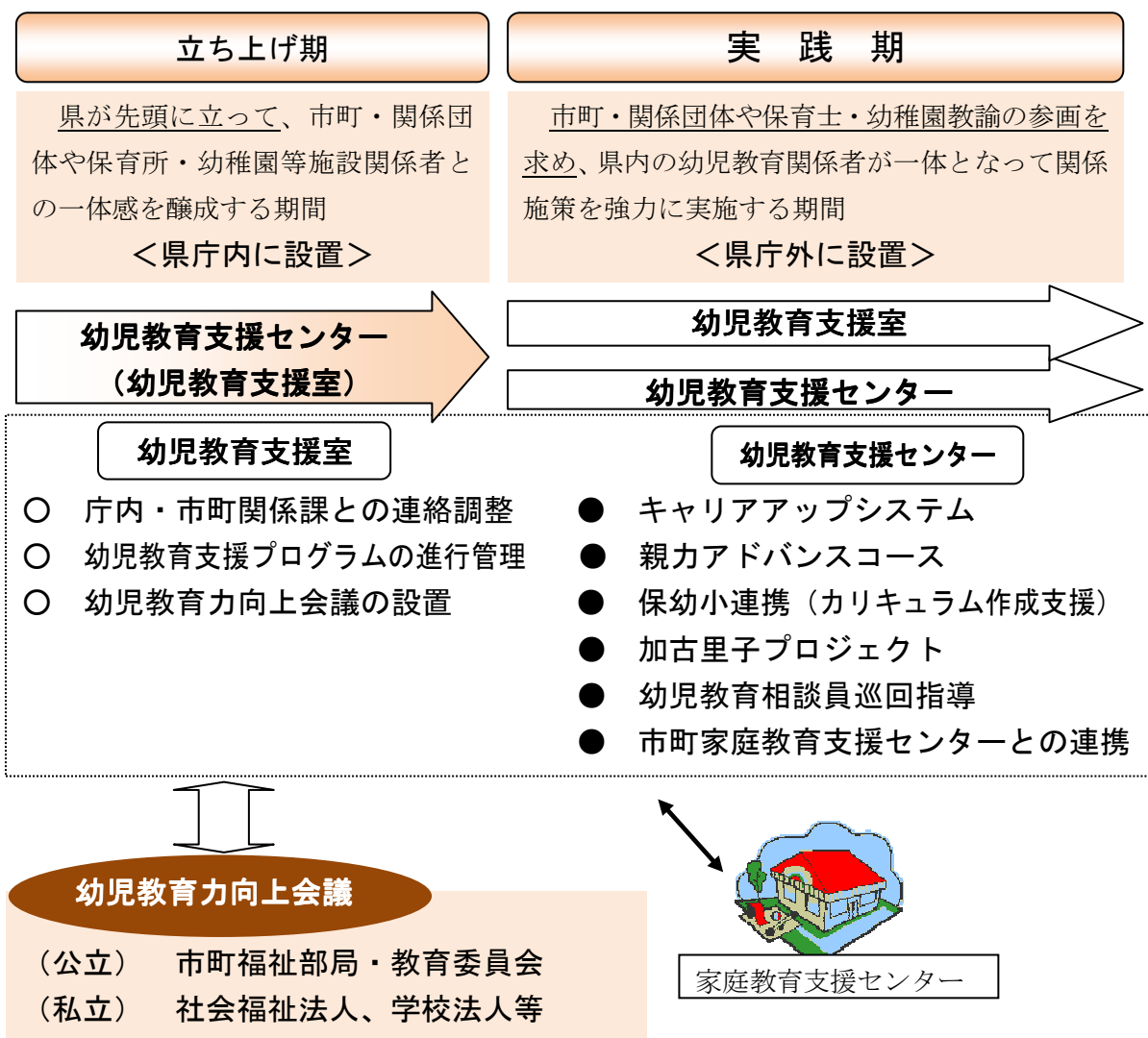
～つながりの力を活かした支援拠点の設置～

つながりの力を育む教育を目指すため、幼児教育支援センターを設置し、保育所、幼稚園や小学校など幼児教育現場や保護者（家庭）、地域が一体となって幼児を支え、育む体制を支援します。

幼児教育支援センターは、当面は県庁内に設置し、県が先頭に立って、市町・関係団体や保育所・幼稚園等施設関係者との一体感を醸成していきます。

さらに、一定期間を経て、市町・関係団体や保育士・幼稚園教諭の参画を求め、県内の幼児教育関係者が一体となって関係施策を強力に実施していきます。

また、市町に設置を推奨する家庭教育支援センターと密接に連携し、身近な課題から県全体の幼児教育のレベルアップまでをトータルで対応できる体制を整えます。



<主な機能>

○ 教職員の資質向上 ～先生同士のつながりを支援～

ア 保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の連携
保育士・幼稚園教諭を対象とした研修体系を相互に乗り入れ、または統合し、参加しやすい体制を整備します。

イ 幼児教育相談員の配置
幼児教育の質の向上、園同士の連携の促進を図るため、幼児教育相談員を配置します。

○ 保育所・幼稚園・小学校の円滑な接続 ～保幼小のつながりを支援～

ア 保幼小接続の道しるべ
地域の実情に応じた接続カリキュラムの策定を促すため、県においてスタート・アプローチカリキュラム指針を策定します。

イ スタート・カリキュラムのモデル作成支援
保育所・幼稚園（アプローチ・カリキュラム）に先だって、小学校でのスタート・カリキュラム策定を促すため、地域の実情を考慮しつつ、文部科学省や大学と連携し、モデルとなるカリキュラムづくりを推進します。

○ 家庭教育支援 ～幼児と保護者・祖父母のつながりを支援～

ア 家庭教育力の向上
園児が通園する保育所・幼稚園において保護者が保育士・幼稚園教諭体験を行い、家庭教育力の向上を図ります。
保護者が家庭で育児・教育する意識を高め、いわゆる“園任せ”からの脱却を支援します。

イ 家庭教育への支援
保育所・幼稚園を「家庭教育支援センター（親の学び舎）」に位置付け、子どもの基本的な生活習慣の確立、社会ルール・マナーの習得、学びの芽生えの機会の創出など親自身が家庭教育の意義や役割を認識し、家庭で親子がともに学ぶことができるよう、体系的、総合的に支援します。
県では、様々な分野の先端的な指導方法等を紹介する家庭教育拠点のモデルを市町に示し、保育所・幼稚園と連携した幼児・家庭教育拠点の整備を促します。

参考資料

福井県幼児教育プログラム（仮称）策定委員会開催要綱

福井県教育委員会
平成23年8月25日

（目的）

第1条 県教育委員会が「福井県幼児教育プログラム（仮称）」を策定するに当たり、人間形成の基礎を培う上で大切な幼児教育のあり方を協議し、幼児教育プログラム（仮称）の策定に係る意見を聴取するため、「福井県幼児教育プログラム（仮称）策定委員会（以下、「委員会」という。）」を開催する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）幼児教育プログラム（仮称）の策定に関する事項
- （2）幼児教育センターに関する事項
- （3）その他幼児教育に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、別表第1の者で構成する。

- 2 前条に定める協議事項について、より現場に精通した協議を行うため、委員会にワーキンググループを置くこととし、その委員は別表第2の者で構成する。

（任期）

第4条 委員およびワーキンググループ委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任することができる。

（委員会）

第5条 委員会に委員長1名および副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会およびワーキンググループは、教育長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員長は、会議における協議内容に応じ、ワーキンググループ委員または有識者等に対し臨時に出席を要請するものとする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育庁義務教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

(別表第1) 福井県幼児教育プログラム(仮称)策定委員会名簿

No.	氏名等	備考
1	無藤 隆	白梅学園大学教授
2	西村 重稀	仁愛大学人間生活学部子ども教育学科教授
3	竹内 文憲	福井県民間保育園連盟会長
4	徳本 達之	県幼稚園教育研究会長
5	横山 満之	県小学校長会長
6	梅田 幸重	勝山市教育長
7	上田 秀徽	県子ども会育成連合会長
8	山口 恵子	県保育士会長
9	木村 敦子	前県私立幼稚園PTA連合会長

(別表第2) 福井県幼児教育プログラム(仮称)策定委員会ワーキンググループ委員名簿

No.	氏名等	備考
1	岸野 麻衣	福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻(教職大学院)准教授
2	青井 夕貴	仁愛短期大学幼児教育学科講師
3	笹本 憲子	ゆたかこども園長
4	平田 佳代子	前福井市学校教育課幼稚園指導主事
5	永谷 彰啓	高椋小学校長
7	前 義隆	県教育研究所教育相談課長
8	村上 奈保子	嶺南教育事務所主任
9	木村 麻由美	地域活動連絡協議会(母親クラブ)会員

問合せ先

福井県教育庁義務教育課 幼児教育支援室

電話 (0776) 20-0732

FAX (0776) 20-0671

E-Mail youji@pref.fukui.lg.jp

幼児教育関連県 HP

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gimu/youji.html>

